



購読料 年8,000円  
送料共 但し、会員  
は会費に含まれる

発行所  
京都府保険医協会  
〒604-8162  
京都市中京区烏丸通蛸薬師  
上ル七観音町637  
インタープレイス烏丸6階  
電話 (075) 212-8877  
FAX (075) 212-0707  
編集発行人 花山 弘

主な内容	地区との懇談(中東・中西)	(2面)
接遇参加記	「スタツフの関係性を強みに」	(3面)
文化ハイキング	「光源氏ゆかりの地へ」	(3面)

ご用命は  
アミスまで

- 医師賠償責任保険
- 休業補償制度 (所得補償、傷害疾病保険)
- 針刺し事故等補償プラン
- 自動車保険・火災保険

TEL 075-212-0303

# 新規発行停止に抗議談話

## 存続求め全国から署名177万超

### 保険証廃止



集まった署名を国会議員に手渡す  
集会参加者ら

12月2日、政府は方針通り健康保険証の新規発行を停止した。協会は同日、これに抗議する理事長談話を発表。11月28日には国会要請行動に事務局が参加し、京都選出国會議員に現行保険証の存続を要請した。この日、国会に提出された請願署名は累計で177万筆を超えた。

### 健康保険証の新規発行停止の強行に抗議する(要旨)

2年前、正式会議を経ることなく唐突に廃止が表明され、法的には任意のマイナ健康情報窓口ではマイナ保険証の資格確認でトラブルが多発し社会問題化。政府は総点検・確認作業を終了したとするが、その後の調査でもトラブルの割合はむしろ上がっており、「不安拭き」にはほど遠い。これまでは保険証1枚で確認できていたものが、弥縫策を重ねることで資格確認

方法が7通りとなり、この不便極まりない仕組みに医療機関は手間とコストを強いられる。混乱の原因は、政府によるマイナ保険証しか使えなくなるかのような宣伝・誘導にある。直近10月のマイナ保険証利用率は15・67%にとどまり、国家公務員はさらに低いことも国民の不

### 国会で署名提出集会

#### 京都の議員にも要請

全国保険医団体連合会などが主催して「保険証の存続を求める署名提出集会」が11月28日に参議院議員会

議場で開催された。提出署名は累計で177万4741筆となった。京都協会集約分は累計3170筆。集会には野党議員やマスコミ含め230人が参加、ウェブでも約300人が視聴。

京都独自の要請行動では、国会議員14人に保険証存続を求める要請資料を届けた。このうち倉林明子参議院議員と堀川朗子衆議院議員の2議員には直接要請を行った。

自己情報コントロール権を法的に確立し、真に医療保障に役立つデジタル化を求める。

### 第208回定時代議員会

京都府保険医協会は第208回定時代議員会をハイブリッド形式で開催します。代議員の方はぜひご出席下さい。代議員が欠席の場合は、予備代議員の出席をお願いします。また、京都府保険医協会議事規定第4章第21条により、代議員が議案を提出される場合は、同規定に定められた手続きでご提出下さい。議案書は1月中旬頃に発送の予定です。

日時 2025年1月30日(木) 14時~15時30分  
形式 ハイブリッド形式  
場所 京都経済センター会議室 3階 3-F  
(四条烏丸、地下道26番出口直結)  
※当日の欠席等、緊急の連絡は協会(☎075-212-8877)まで  
議題 ①2024年度上半期活動報告 ②2024年度下半期重点方針 ③決議採択、等

## 空選

10月になって長期取裁品の処方または調剤について選定療養が導入された。これによって後

療以外の仕事に忙殺される毎日となっている。政府としては後発品の使用促進という意図があるようだが、すでに我々の医療現場では先発薬の薬効と患

状況が続く中での選定療養導入である。例えば前回の診療報酬改定以来、マイナ保険証導入・医療現場への働き方改革・闇雲で根拠不十分な医

## 煩雑で負担多い選定療養導入 医療施策の矛盾の解消が必要

発品のある先発薬品を使用するには先発品との価格差の25%(煩雑な計算を要す)を患者に支払ってもら

者の症状を見極めながら必要に応じて後発品へ切り替えてきており、今さらという感がある。しかも溢れ返るOTC薬品とは裏腹に医

療DXの推進・本年6月の不可解な診療報酬改定(ベースアップ評価料、生活習慣病管理料、入院医療実施基準の再編等)等と2

守っていくという思いを持って日々研鑽努力をしてきた。しかし今回の施策はどれも制度設計が不十分な感じがするものばかりで、将来の日本の医療の姿が見

## オン資確認訴訟判決

### 東京地裁 医師らの訴え退ける



地裁で「不当判決」を掲げる原告ら

オンライン資格確認を医療機関に義務付けた厚生労働省令は違法として医師・歯科医師1415人が義務の不存在確認を求めた訴訟の判決で、東京地裁は11月28日、原告の請求を棄却した。原告団団長の東京保険

オンライン資格確認を医療機関に義務付けた厚生労働省令は違法として医師・歯科医師1415人が義務の不存在確認を求めた訴訟の判決で、東京地裁は11月28日、原告の請求を棄却した。原告団団長の東京保険

### オンライン資格確認を医療機関に義務付けた厚生労働省令は違法として医師・歯科医師1415人が義務の不存在確認を求めた訴訟の判決で、東京地裁は11月28日、原告の請求を棄却した。原告団団長の東京保険

オンライン資格確認を医療機関に義務付けた厚生労働省令は違法として医師・歯科医師1415人が義務の不存在確認を求めた訴訟の判決で、東京地裁は11月28日、原告の請求を棄却した。原告団団長の東京保険

オンライン資格確認を医療機関に義務付けた厚生労働省令は違法として医師・歯科医師1415人が義務の不存在確認を求めた訴訟の判決で、東京地裁は11月28日、原告の請求を棄却した。原告団団長の東京保険

米国大統領	領選挙の結果
次期大統領にトランプ氏が接戦の予想を覆し選ばれた。上下両院も共和党が過半数を制したとのこと。前回の大統領選挙後、結果を受け入れないなどと騒ぎ、暴動まで引き起こし、他でも有罪判決を受けている人が選ばれたのは、これが米国の民主主義なのだろうか。閣僚人事でも適材適所というより、好き放題のよう	で、独裁的になっていくのではないだろうか。その影響は世界に及び、我が国も逃れられないのであろう▼他国のことを気にしていたら、兵庫県知事選挙で、県議会全会一致で不信任決議をされた斎藤氏が知事に返り咲いた。SNSを使った運動が功を奏したらしい▼今は、玉石混合のみならず誹謗中傷まで情報を皆が簡単に拡散できるようになっている。新聞などでは報じない隠されたことなど言っている。根拠の曖昧な情報が、まことしやかに流され、それを本音のこととして受け入れてしまう人もいる。トランプ氏は、何を根拠にしてか24時間以内にロシアによるウクライナ侵攻を休戦させるなどと言いつつ、報道機関というフィルタを通さず、膨大な情報が行き交うようになっていく。その情報を見分ける能力を皆は持っているのだろうか。偏った情報に流され気付いたら独裁者の登場とならないと良いのだが。民主主義への新たな問題かもしれない。(門倉庵)

# 地区医師会とご出席とアンケートのご協力を

協会は24年度の地区医師会との懇談会を10月より開始した。今年度は「社会保険制度の行方と医療提供体制改革」をテーマに意見交換している。ぜひご出席いただき、忌憚のないご意見をお寄せいただきたい。併せてアンケート「今後のさらなる『改革』へのご協力を願いたい(6面に案内)」。

## 中京東部・中京西部医師会と懇談

10月25日 ウェブ会議

## かかりつけ医機能報告制度の新たな患者負担に結びつけてはならない

協会は10月25日、中京東部・中京西部医師会との懇談会をウェブで開催。2地区から6人、協会から5人が出席した。中京西部医師会・正木淳会長からの開会あいさつの後、協会から「社会保険制度の行方と医療提供体制改革」をテーマに意見交換した。国は外来医療の流れ・機能分化を推進すると同時に、かかりつけ医機能を持つ医療機関の明確化を図るため、2025年4月から「かかりつけ医機能報告」制度を導入する。これに対して地区からは「報告内容の1号機能と2号機能の違いは何か。実際の標榜科目と診療科に差が出てくるのではないか。例えば専門科以外の診療科でかかりつけ医登録をして、患者はそれを見て受診することになり、混乱を招くのではないか」との意見が出された。協会からは「1号機能は医療機関がどの診療科や疾患のかかりつけ医となるか。2号機能は通常の外来だけでなく、診療時間外での対応、入院における病院との連携、在宅医療の体制、介護サービスとの連携等の機能を有しているかを報告する。国はこの報告制度を利用して、患者がかかりつけ医でない医療機関を受診した場合に、特別料金を負担させることを考えているのではないかと回答。さらに地区からは「かかりつけ医でないだけで、特別料金を負担するのは大変おかしい話だ。阻止していかねばならない」との意見が出された。



出席者11人で開催された中京東部・中京西部医師会との懇談

その他、いまだに解消されない医薬品供給不足問題や診療報酬改定に関して地区から「自院は外科系のため、局所麻酔剤を使用しているが、キシロカインもマーカインもない。どうやって診療をすれば良いのか。外科系の診療報酬は難易度によって点数化されている。難易度だけではなく、処置に要する時間や人件費も含めて評価してほしい」との要望が出された。協会からは「厚生労働省は医薬品供給不足問題に関して、さらなる対応を進めていくとの態度を示し、現場の窮状もある程度理解している。しかし自由競争の原則の下で、製薬会社に対して口出しができない。診療報酬に関しては厚生労働省や中医師協の力が弱まっており、財務省の言いなりになっている。財務省や財務金融委員への働きかけを強めていきたい」と述べた。

# 研究会交流サイトのご活用を

全国の保険医協会・保険医会主催のウェブ研究会・講習会は、他府県の会員でも参加・視聴できます。企画概要等の詳細は、保団連情報サービスに登録した会員(登録無料)が閲覧できます。

保団連情報サービスの登録はこちらから



### 今後の予定

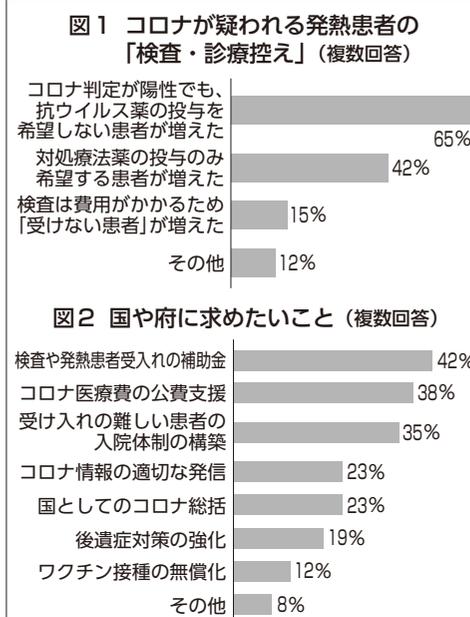
- 愛知県保険医協会 [12月14日(土) 15時~17時] 「永遠の化学物質『PFAS』汚染の現在地」 諸永 裕司氏(フリージャーナリスト)
- 鹿児島県保険医協会 [12月14日(土) 17時~19時] 文化講演会「飛躍的に進化する宇宙開発」 杉蘭 光太郎氏(JAXA研究開発部門第四研究ユニット 研究開発員)
- 愛知県保険医協会 [12月15日(日) 14時~16時] 「世界遺産の魅力と意義 ~世界遺産をより深く楽しむために」 宮澤 光氏(NPO法人 世界遺産アカデミー主任研究員)
- 神奈川県保険医協会 [12月19日(木) 19時30分~21時] 「機能性消化管疾患の診方・考え方 ~腹部愁訴に対する向き合い方を考える~」 中野 弘康氏(竹山病院)
- 愛知県保険医協会 [12月21日(土) 14時30分~16時30分] 「アルコール依存症を一般科医からアルコール専門精神科医へ繋げる」 奥田 正英氏(医療法人資生会 八事病院副院長)
- 千葉県保険医協会 [12月21日(土) 19時~20時45分] 「日常診療の中の認知症 ~当事者の思い・薬物・地域連携」 北田 志郎氏(大東文化大学スポーツ・健康科学部看護学科教授、あおぞら診療所(松戸市)副院長)



## 新型コロナ5類移行後の感染症の状況

実施時期 9月17日~25日 対象者 2代議員83人、回答数 26人(回答率31%)

新型コロナウイルス感染症「第11波」が流行。コロナ以外の感染症も多く報告された。国や府への要望に、特に問題ないが73%であったが、「コロナを疑う患者が多く、対応に苦慮した」も15%、「コロナが疑われる検査・診療控え」は8%であった。



「検査・診療控え」については、複数回答で聞いたところ、「コロナ判定が陽性でも、抗ウイルス薬の投与を希望しない患者が増えた」が65%、「対処療法薬の投与のみ希望する患者が増えた」が42%、「検査は費用がかかるため『受けたくない患者』が増えた」15%という回答であった(図1)。

## 府に新型コロナで要望 ワクチン供給の調整も求める

協会は京都府健康対策課に「新型コロナ感染症の今冬の流行に備えたお願い」を11月15日に提出した。代議員アンケートの結果を基に、①検査や発熱患者受入れ医療機関への補助金②コロナ医療費の公費支援③(高齢・障害など)受け入れの難しい患者の入院体制の構築④国に、新型コロナ感染症の総括を行うことや新型コロナワクチンの有効性や安全性を総点検したデータを国民に示すことを求める一などを要望した。

### 带状疱疹ワクチン 府に助成制度創設求める

带状疱疹ワクチンについて、国は2025年度よりB類定期接種の予定で準備を進めているが、B類定期接種は接種対象者のうち低所得者の接種費用を国が負担するもので、接種対象者でない方はもちろん、接種

対象者であっても低所得者以外については、自治体が独自に助成をしなければ全額接種者負担になる。全国では現在700を超える市区町村が助成を行っており、府内では今年度から福知山市と向日市で助成制度が創設された。福知山市の助成は50歳以上を対象に生ワクチン4千円上限×1回、不活化ワクチン1万円上限×2回というもの。協会は11月15日、京都府に対して、ワクチン接種で病気を防ぎ、苦しむ市民が生じないように、一定年齢以上の带状疱疹ワクチンの接種希望者に対し接種費用を助成する制度を創設することを求めた。市町村に対しても同様の要望を行う。



# 年末調整と決算対策のポイント

税理士  
橋本 清治

給与支払者にとって1年の締めくくりとなる年末調整。橋本清治税理士にポイントを解説いただいた。マイナンバーの取扱いについては本紙6面を参照いただきたい。

## 年末調整とは

給与の支払者は、毎月の給与や賞与を支払う際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税を源泉徴収しなければならない。その源泉徴収した税額の年間合計額は、給与を受け取った人の年間給与総額に対する所得税額(年税額)と一致しないのが通常である。

その主な理由は、①源泉徴収税額表が年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られており、実際には年の中で給与の額が改定されている場合があること②年の中で扶養親族等に異動があっても、異動後の支払い分から源泉徴収税額を修正するだけで、さかのぼって各月の源泉徴収税額が修正されないこと③配偶者特別控除や生命保険料・地震保険料の控除など年末調整の際に控除されるものがあることなどが挙げられる。

この不一致を精算するために、年間の給与総額が確定する年末にその年の所得税額(年税額)を正しく計算し、これまでに徴収した税額との差額を徴収または還付することが必要となる。この精算手続きを「年末調整」と呼んでいる。

## 年末調整の事務手続き

- 源泉徴収簿に記載した毎月の給与や賞与の支払額、給与・賞与から控除した社会保険料、源泉徴収した税額の年間合計額を計算する。年の中で採用した従業員の場合には、前職(1月から退職月まで)の源泉徴収票に記載された給与等の金額を合算する。
- ①で集計した年間の給与の総額から「給与所得控除後の給与等の額」を求め、「所得控除」の合計額を差し引き、「課税所得金額」を算出する。「課税所得金額」に税率を乗じて税額を求め、住宅借入金等特別控除を控除して年調所得税額を算出する。
- ②で求めた年調所得税額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出する(100円未満の端数は切り捨て)。
- ③で求めた年調年税額と従業員から源泉徴収した年間の税額との差額を本人還付(不足の場合は徴収)する。
- 従業員から源泉徴収した税額(未納付分)に年末調整の過不足税額の合計額を加えて、翌年の1月10日(納期の特例が提出されている場合は20日)までに納付しなければならない。

## 年末調整事務の留意点

### 1. 2024年の年末調整における定額減税

- 年調減税額**  
従業員から受理した扶養控除等申告書・配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書に記載された同一生計配偶者および扶養親族の人数を確認し、年調減税額(本人分3万円+同一生計配偶者と扶養親族1人につき3万円)を計算する。
- 年調年税額**  
年調所得税額から年調減税額を控除した額に102.1%を乗じて年調年税額を算出する(100円未満の端数は切り捨て)。
- 源泉徴収票への表示**  
「(摘要)」欄に源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇円、控除外税額〇〇円と記載する。

### 2. 扶養控除等申告書など

税務署から送付されている扶養控除等申告書などに「QRコード」が付され、スマホ等でかざすと国税庁のホームページの記載例を見ることができる。

#### ① 扶養控除等(異動)申告書

「令和6年分扶養控除等申告書」の提出がない場合(乙欄適用)には、年末調整することはできない。24年中に扶養親族等の異動があった場合や「ひとり親(35万円控除)・「寡婦(27万円控除)」に該当する場合は「扶養控除等申告書」に変更の内容を記入しなければならない。

源泉控除対象配偶者(合計所得金額が900万円以下の所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下の者)がある場合には、「扶養控除等申告書」に記入する必要がある。

16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)については、扶養控除を受けることはできないが、住民税に関する事項の欄には、記入する必要がある。

19歳以上23歳未満の扶養親族については、特定扶養親族の欄に☑を付ける(扶養控除の額63万円)。所得者の同一生計配偶者または扶養親族が障害者である場合には、障害者の欄に☑を付ける(障害者控除の額:一般障害者27万円・特別障害者40万円・同居特別障害者75万円)。

(注) 個人番号(マイナンバー)  
マイナンバー制度の導入に伴って、16年1月1日以降に受理する「扶養控除等申告書」に個人番号を記載することが義務づけられた。源泉徴収票を市区町村に提出する際には、個人番号を記載する必要がある。

#### ② 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

ア. 基礎控除申告書  
基礎控除の適用を受けるためには「基礎控除申告書」に本年中の合計所得金額の見積額による基礎控除の額を記入し、提出しなければならない。

イ. 配偶者控除等特別控除申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書(同一生計配偶者に係る申告)  
合計所得金額1,000万円以下の所得者が配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受ける場合は、「配偶者控除等申告書」に配偶者の合計所得金額の見積額による控除額を記入し、提出しなければならない。

ウ. 所得金額調整控除申告書  
所得金額調整控除の適用を受ける場合には、「要件」欄の該当する項目に☑を付け、扶養親族等の氏名を記入し、提出しなければならない。

(注) 所得金額調整控除  
給与の収入金額が850万円を超える所得者で、次の要件を満たす時は、給与収入金額(1,000万円超は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%を給与所得の金額から控除される。なお、共働きの場合は夫婦双方で適用を受けることができる。  
\*一定の要件(いずれかに該当)  
○自身が特別障害者。  
○同一生計配偶者(事業専従者を除く)または扶養親族が特別障害者。  
○23歳未満の扶養親族を有している。

#### ③ 保険料控除申告書

生命保険料控除や地震保険料控除などの控除の適用を受ける場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を提出しなければならない。

ア. 国民年金保険料・国民年金基金掛金  
国民年金保険料および国民年金基金の掛金について社会保険料控除の適用を受ける場合には、「保険料控除申告書」に支払額を記入するとともに証明書を添付しなければならない。2年分の国民年金保険料を前納した時は、納めた年に一括控除する方法と各年において控除する方法を選択適用することができる。

イ. 後期高齢者医療制度の保険料  
従業員が生計を一にする親族の後期高齢者医療制度の保険料を口座振替等により支払った場合には、社会保険料控除の適用を受けることができる。なお、後期高齢者医療制度の保険料が年金から天引きされている場合には、年金受給者が社会保険料控除の適用を受けることになる。

ウ. 生命保険料  
2012年分以後、一般生命保険料控除(旧:最高5万円、新:最高4万円)と個人年金保険料控除(旧:最高5万円、新:最高4万円)、介護医療保険料控除(2012年1月1日以後締結等したもの:最高4万円)との合計適用限度額が12万円とされた。なお、新旧両方の保険契約を締結している場合は、新旧の保険契約ごとに区分計算し、納税者の有利な方を選択することができる。

エ. 地震保険料  
地震保険料を支払った場合や一定の旧長期損害保険料を支払った場合には地震保険料控除の適用を受けることができる(最高5万円、旧長期損害保険料のみは最高1万5千円)。

オ. 確定拠出年金  
企業型年金加入者掛金または個人型年金(iDeCo)加入者掛金は小規模企業共済等掛金控除の適用を受けることができる。本人が直接支払ったものについては「保険料控除申告書」に支払額を記入するとともに証明書を添付しなければならない。

④ 個人の府民税・市民税の住宅借入金等特別税額控除制度  
住宅借入金等特別控除の適用がある者について、所得税の額から税額控除することができない住宅借入金等特別控除の額がある場合には一定額を住民税の額から控除される。

## 決算対策と消費税(1,000万円超個人事業者)

決算対策と消費税の留意点は次の通りである。

### 1. 決算

所得金額は、収入金額から必要経費を差し引算出されるため、本年分の収入金額になるものや未払経費・減価償却費など本年分の必要経費になるものを計上する必要がある。この手続きを「決算整理」という。

#### (1) 収入金額

年内に保険診療・検診・予防接種等を行ったもので、年末までに入金していないものは、未収入金に計上し収入金額に計上する必要がある。

#### (2) 必要経費

##### ① 薬品等の棚卸

医薬品や診療材料等は、収入の原価として実際に使用したものが必要経費となる。棚卸の金額は、年末に残っている薬品等の数量(実際に調べる)にその年の最終の仕入単価(納入価)を乗じて計算する(消費税分はプラスする)。

#### ② 少額減価償却資産の必要経費算入

青色申告者が1個・1組30万円未満(消費税込)の器具備品等を取得し事業に使用した場合には、取得価額の合計額が300万円に達するまでの金額(2024年1月1日以降に開業された方は取得価額の合計額300万円を按分計算)を取得した年の必要経費にすることができる。確定申告書に取得価額に関する明細書を添付する必要がある。

(注) 少額減価償却資産を取得した年に必要経費に算入した場合でも償却資産税の対象資産となるので留意する必要がある。

#### ③ 減価償却制度

減価償却資産(建物・医療機械など)について07年4月1日以後に取得したものと07年3月31日以前に取得したものに区分し、それぞれの償却方法で減価償却し、必要経費に計上する。07年3月31日以前に取得した減価償却資産について償却費の累積額が取得価額の95%に達している場合には、取得価額の5%から1円を控除した額について、5年間均等償却し、必要経費に計上する。

所有権移転外リース契約については、リース資産を売買により取得したものとされるため、リース料総額(取得価額)をリース期間定額法により減価償却し、必要経費に計上する。

(注) 16年4月1日以後に取得する建物附属設備・構築物の償却方法は定額法とされた。テナントの内装工事等は償却資産税の対象となるので留意する必要がある。

#### ④ 特別償却の必要経費算入等

青色申告者が適用することができる主な特別償却等は次の通りである。その選択にあたっては、その可否を検討し、特別償却等を適用する必要がある。

### 「医療用機器等(新品)の特別償却(措置法12条の2)」

25年3月31日までに厚生労働大臣が指定した取得価額500万円以上(消費税込)の医療用機器を取得(所有権移転外リース契約を除く)し、事業の用に供した場合には、普通償却費とは別に取得価額の12%を特別償却することができる。また、一定の勤務時間短縮用設備等や構想適合病院用建物等を取得し事業の用に供した場合の特別償却制度が設けられている(19年4月1日以降取得分)。

### 「中小企業者の機械等(新品)の特別償却または税額控除(措置法10条の3)」

取得価額70万円以上(消費税込)の一定のソフトウェアを取得し、事業の用に供した場合には、普通償却費とは別に取得価額の30%の特別償却か取得価額の7%の税額控除のいずれかを選択適用することができる。所有権移転外リース契約についてはリース料総額が上記要件を満たせば、税額控除の適用を受けることができる。

### 「給与等の支給額が増加した場合の税額控除(措置法10条の5の4)」

24年分について一定の要件を満たすときは、雇用者給与等支給増加額の15%(教育訓練費増加要件を満たす場合は25%)の税額控除の適用を受けることができる。

## 2. 消費税

2022年分の課税売上(検診や予防接種、自費診療等)<sup>(注1)</sup>1,000万円超の事業者または23年分の特定期間<sup>(注2)</sup>の課税売上1,000万円超の事業者は、24年分の消費税課税事業者となる。24年分から新たに課税事業者になった方で簡易課税制度を選択した場合には、簡易課税制度を2年間継続する必要がある。

25年分の消費税申告分から「本則課税」から「簡易課税」、「簡易課税」から「本則課税」に変更する場合や11年税法改正<sup>(注2)</sup>の適用により25年分から課税事業者になる方で、「簡易課税制度」を選択する場合には、その可否を検討し、24年12月31日までに税務署に所定の届出書を提出する必要がある。

(注1) 事業資産の譲渡や他の事業、不動産収入(地代収入、居住用の賃貸収入は除く)なども自費診療等に合算するので注意が必要である。

(注2) 免税事業者の判定(2011年消費税法改正)  
基準期間(前々年)の課税売上が1,000万円以下、前年の1月から6月まで(特定期間)の課税売上が1,000万円以下(売上に代えてその期間の給与支給額でも良い)のいずれにも該当する者が免税事業者となる。

\*高額特定資産(税抜1,000万円以上)の取得等した場合  
課税事業者を選択および簡易課税制度を選択していない事業者が、16年4月1日以降、高額特定資産を取得等した場合は、取得等した日の属する課税期間の翌課税期間から2年間は、事業者免税点制度および簡易課税制度を適用されないこととされた。

\*適格請求書(インボイス)制度  
23年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始され、適格請求書(インボイス)を発行できるのは「適格請求書発行事業者」に限られる。この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要がある。登録事業者になると登録を取り消すまでは消費税の課税事業者となるので留意する必要がある。

\*2割特例制度  
免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった方が対象となる。適用できる期間は、23年10月1日から26年9月30日までの日の属する各課税期間となる。2割特例の適用に当たっては、事前の届出は必要なく、消費税の申告時に消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができる。

## 3. 電子帳簿保存

電子取引・請求書等がメール配信される場合や事業者のホームページに保存される場合があるので、電子帳簿等の取扱いに留意する必要がある。

## 4. 申告書等の書面提出

25年1月から申告書等を税務署に書面で提出する場合、申告書等の控えに収受日付印の押捺は行われないことになったので留意する必要がある。



輪行を始めたのは京都第一赤十字病院にいた頃です。産婦人科では通常勤務に加えて産科当直というオマケ勤務(年に約60回)があり、病院での滞在時間が大変長かった。当直室の天井を眺めながら、明けの時間の過ぎ方を空想していました。

「そうだ、自転車に乗せよう」

89年夏、シティバイク1号機を入手して輪行なるサイクリングを開始。

暇を見つけては新車を連れて電車に乗りこみ、遠い駅で降りる。知らない町を自由に走り、明るいうちに自転車を畳み電車に帰る。汗を落とし、夕食

この習慣は30数年後の今も続き、ほぼ同じペースで出かけています。最近は走行距離や時間を縮小していますが、京都の輪行散歩道の例を挙げます。

京都に全長45kmの自転車専用道があるのをご存知でしょうか。嵐山から山城木津まで続くノンストップの細い一本道です。車と接触の心配はゼロ。最近木津を越えて遠く和歌山港まで京奈和自転車道として延長されています。この地点も近くに電車站があるので、ツギハギ



## 自転車散歩と サイクリング

山下 元(乙訓)

## 京都府を輪行散歩



東山区を走る



祇園を走る

輪行...①サイクリングの公共交通機関を使ってサイクリングを始める所まで自転車を持って移動する事(広辞苑第七版)

に輪行することが可能です。京都市内の道もいろいろな走り方ができます。

例えば、東山の長い山麓を辿るコースです。伏見、祇園、八瀬。季節ごとに走ります。桜の頃、紅葉の頃。そして大晦日や正月に走るのも味があります。オーバートリズムや初詣の人出があっても、輪行散歩ににとっては何のその、渋滞を気遣う必要はありません。ドライブとは異なるところです。

また例えば、大路や小路をむやみに真つすく走ってみるのも楽しい。子どもの時の軍隊遊びのように。自転車でも市内を曲がらずに進んでみると、別の京物語が見える気がします。疲れたとか感性が低下したか思い始めた、駅を探してさっさと電車で帰途に就きます。

京都府でのおおきのプランは、朝早い山陰線の列車に乗って北に向かう輪行です。日本海が待っていてくれます。光る景色、出会い、昼飯。ぜいたくな一日になります。請け合いです。 題の絵・挿絵も筆者

年末調整事務に係るマイナンバーの取扱い

2016年分の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」「源泉徴収票」から個人番号欄が追加されている。マイナンバー制度にのっとり年末調整事務を行う場合は、事前に安全管理措置を講じた上で、マイナンバーの取得・利用・提供・収集・保管・廃棄を適切に行わなければならない。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも税務署が書類を受理しないことはない。安全管理措置等の医療機関実務の留意点について、本紙2940号付録(15年9月5日発行)で詳細をお伝えし、協会ホームページにも掲載しているのをご確認いただきたい。

訂正 本紙第3181号の保険証市民フォーラムの記事中、京都社会保険推進協議会が行った自治体アンケート結果において府内3自治体が資格確認書を全被保険者に送付すると報告した内容を記載しました。しかしながら、調査元の京都社保協に3自治体とも「回答が間違い」であったと連絡してきたことから、現時点で資格確認書を全被保険者に送付する自治体は確認できていません。

訃報 檀上健作氏(享年81、伏見) 11月14日逝去 謹んで哀悼の意を表します。

### 融資の利率が変わります 新規開業・運転資金の手数料無料

保険医協会の制度融資〔開業医・病院・勤務医融資〕の利率が変わります(金利上昇に伴い前年比+0.15%)。

新規借入分の利率は毎年2回〔6月1日・12月1日〕見直し、下表利率は24年12月~25年5月の金融共済委員会で承認される案件に適用します。

既借入分の利率は毎年1回〔12月1日〕見直し、下表利率は25年1月~12月に適用します。

新規開業・運転資金の手数料無料を継続し、医業経営を引き続き支援します。

取扱いは京都銀行〔基金・国保の診療報酬振込(勤務医は給与振込)指定銀行]です。保険医協会までお気軽にご相談下さい。

#### 京都府保険医協会 融資幹旋利率表

(新規) 2024年12月~2025年5月金融共済委員会承認分適用  
(既借入) 2025年1月~12月適用

種別	制度名	限度額(万円)	返済期間(年)	利率(年%)
開業医融資	設備資金	13,000	20	1.05
	長期運転資金	1,000	5	0.95
	中期運転資金	1,000	3	0.85
	短期運転資金	1,000	1	0.80
	子弟教育資金	3,000	10	1.15
病院融資	病院設備資金	50,000	20	1.55
	病院運転資金	3,000	3	1.35
勤務医融資	新規開業資金	10,000	20	1.15
	勤務医子弟教育資金	2,000	10	1.15
	勤務医生活安定資金	500	3	0.85
自由ローン		5,000	10	1.45

(2024年12月1日現在)

### 環境ハイキング 初冬の琵琶湖岸をのんびり散策

全て歩けば約15km 5時間程度かかりますが、ほぼ平坦なコースで、どこからでも公共交通機関によるエスケープが可能です。運動不足の方も気軽にご参加下さい。前日夜時点での降水確率が60%以上の場合は中止となります。

**12月15日(日)** [集合] 9時 JR石山駅改札口

行程 [参加費] 無料(交通費自弁) 昼食・飲物・雨具などは各自ご用意下さい

約15km 5時間程度  
JR石山駅~瀬田唐橋~膳所城跡公園~打出浜~大津港~三井寺~近江神宮~大津京旧跡~唐崎神社~JR唐崎駅

お申込は保険医協会事務局まで

### 「在宅医療点数」説明会

在宅医療点数の改定点や算定にあたっての留意点を分かりやすく解説します。

●福知山市会場  
日時 12月21日(土) 14時~15時45分  
場所 福知山医師会館2階講堂 ※若干の駐車スペースあり 福知山市北本町二区35-1 ☎0773-23-6039  
定員 30人 共催 (一社) 福知山医師会

●木津川市会場  
日時 2025年1月24日(金) 14時~16時  
場所 木津川市加茂文化センター「あじさいホール」2階研修室 木津川市加茂町里南古田156番地 ☎0774-76-4611  
定員 30人 共催 (一社) 相楽医師会

〈テキスト〉『在宅医療点数の手引2024年度改定版』 4,000円(送料別)

参加費無料

お申込はこちらから

### 専門家との無料相談

- 弁護士 日常生活・医業のトラブル
- 税理士 相続、医院承継
- 社会保険労務士 スタッフ雇用、就業規則作成
- 建築士 新築、リフォーム

相談は無料(1事案1回限り) ご都合の良い日時で相談できます

### 地区医師会との懇談会

2025年1月の開催予定

右京 1月23日(木) 14時~16時 右京医師会館

西京 1月31日(金) 14時~16時 榎原公会堂1階大会議室